

知的生産者の公共調達において、質的評価に転換するときの疑念と回答

2021.04.12

知的生産者の公共調達に関する法整備連絡協議会

仙田 満

福井 秀夫

「知的生産者の公共調達に関する会計法・地方自治法改正について」の問題点として、次が挙げられる

1. 設計者等の公共調達において、原則として入札（設計料の多寡で選定する方式）でなく、プロポーザル・コンペだと、設計者が疲弊してしまうのではないか。
2. すべてをプロポーザル・コンペにすると、時間的、経費的、人力的に行政側が対応できないのではないか。
3. 入札（設計料の多寡で選定する方式）という選定方法は、簡単で、透明性がある。質的評価は不透明さをつくり出さないか。
4. 結果的にデザイン優先となり、高い価格の建築物、構築物がつくられるのではないか
5. 企画アイデアやデザインで選ぶと言われると、入札に慣れた設計事務所にとって、生きていく道が閉ざされてしまうのではないか。プロポーザルだけになったら、特定の事務所に委託先が偏ってしまうのではないか
6. 質的競争に対して弱者に対する配慮はどのように考えるのか
7. 知的生産者を質的に評価することは平等性を保てるのか
8. 自治体は地域の産業を守る義務があるため、地域の設計者を優遇しなければならない。そのためにも入札という制度は公平だという主張に対して
9. 設計者選定でプロポーザルは無料、そして自治体内部の職員が審査している場合が多い。財務担当者は予算をつけない。そのための職員が繁忙になり、本来の仕事がおろそかになる可能性が高い

<回答>

1. 設計者等の公共調達において、原則として入札（設計料の多寡で選定する方式）でなく、プロポーザル・コンペだと、設計者が疲弊してしまうのではないか。  
入札が一番簡単でお金がかからない。プロポーザル・コンペにしたなら設計者に金がかか

る。とれば回収できるが、多くの応募の中でプロポーザル・コンペにかかる費用を回収できなくなり、設計事務所がやっていけなくなるのでは。

現状のプロポーザル・コンペは 99%無償で、設計事務所に負担させています。これではプロポーザルで公共施設を設計しているところは、経営的に大変です。大きなリスクを抱えながら戦っているのが現状です。

公募で、参加表明をだした中から 10 者程度選び、有償で提案を出してもらうようにすべきです。ヨーロッパは多くその方式で、負け続けても、それで事務所が破綻しないようにしていると言われています。提案を有償にするためには、現在の会計法・地方自治法を変える、あるいは特別法を制定することによる法的整備の必要があります。そもそも設計者選定に全事業費の 0.5~1%の経費をかけるべきだと考えます。その経費はすぐれた建築環境をつくるための投資として必要なものです。

## 2. すべてをプロポーザル・コンペにすると、時間的、経費的、人力的に行政側が対応できないのではないか。

行政は金額の多寡できめる現行制度が一番簡単で、議会からも市民からも文句を言われたい。それを質で評価するとなると、時間も経費もかかる。技術者がいない自治体もある。どうしたらよいか。

確かに質で選ぶことは、簡単ではない。ノウハウも必要です。ノウハウをもたない自治体は、ノウハウをもつ民間のコンサル等に外注することはできます。

中国や台湾などでは、コンペ代理会社という民間機関に外注しています。行政はほとんどロを出しません。コンペ代理会社が仕様書をつくり、審査員を選び、審査委員会を運営しています。我が国でも最近では大手設計事務所が選定支援業務を引き受けているところもあります。建築関係の職能団体（学会、士会、事務所協会、家協会等）が選定業務を引き受けることも可能です。もちろん民間の設計事務所でも新たなビジネスチャンスとして、選定支援を業務として受注できるようにすべきです。会計法・地方自治法を改正し、知的生産者の選定は入札によらないと決めれば、選定のための費用（外注も含めて）の予算化がしやすくなります。現状では裏付けの法律がないため困難になっています。

## 3. 入札（設計料の多寡で選定する方式）という選定方法は、簡単で、透明性がある。質的評価は不透明さをつくり出さないか。

入札は対価の安いところを決めるから、一目瞭然である。しかし、それによって質の高いものができるとは限りません。落札者は低い対価で受注し、それに見合う形で成果を出そうとするから、質の高さを問えない内容となってしまいます。学会の提言において報告されたように、学会の作品選集の評価にそれは明確に表れています。確かに企画力、デザイン力、技術力という質の評価は、評価者によって異なるという側面があります。だから、5~10人

程度の多くの評価者によって選考し、その過程もオープンにし、選考そのものを市民、住民の眼にさらす必要があります。選考者名を公表し、審査の過程を公表することによって、透明性を確保できます。

#### 4. 結果的にデザイン優先となり、高い価格の建築物、構築物がつくられてしまうのではないか

設計入札による設計では、安い設計料で受注するので、早く効率的に設計を仕上げてしまうところに注力し、良い品質のものをどのようにつくるかというところにエネルギーを注ぎこめません。そうすると結果的には無駄の多い、非効率な建築物ができてしまいます。

逆に質で選ばれた設計者は、十分な設計時間とエネルギーをかけられるため、いかに経済的なコストで良い品質のものをつくるかに注力でき、それを実現できます。

デザインを優先してしまう問題は、選定委員会の問題です。バランスの良い建築をつくる設計者を選定する選定委員会は、住民の負託を受け、税金でつくる建築の意味を考え、高い環境価値をもつ建築を選定すべきです。

結論的にいえば、アイデア、デザイン、技術力によって選定されることによって、安くて、高品質な建築をつくり出すことができると思われれます。

#### 5. 入札に慣れきた設計事務所にとって、企画、アイデア、デザインで選ぶと言われると、生きていく道が閉ざされてしまうのではないか。プロポーザルだけになったら、特定の事務所に委託先が偏ってしまうのではないか。

建築工事が少額で、設計の質を比較的問わない業務については、地域限定、あるいは設計事務所の売上制限をかける等の方法により、ある領域の設計業務を限定し、選定していくことも可能です。

また参加表明という受注希望者の中から、プロポーザルを提出してもらった第1次選定において、地域や事務所の大きさ等を考慮して指名することも考えられます。第2次選定において簡単な企画プロポーザルを求め、それに対し対価を支払うことが必要です。行政側は設計者のアイデアを買うことができ、設計者は企画書を作成する費用を獲得できます。このようなきめの細かい配慮は、各自治体において、地元設計事務所の育成のためになされると思われれます。設計事務所もアイデアで地域に貢献すべきです。そうすることによって地域が活性化できます。

地域も設計者も活性化していくためには、さまざまなアイデアを数多くだしていくシステムをつくり出し、成長していく必要があると思われれます。行政も地域の活性化のために、設計事務所を活かし、またビジネスとして継続できるよう配慮が必要です。またその方法は十分に考えられます。

## 6. 質的競争に対して弱者に対する配慮はどのように考えるのか

質的評価では「特定の知的生産者に集中してしまうのではないか」という発注者側の言い分として聞かれます。

「知的な競争にしろ、競争によって職能者をゆがめてしまうのではないか。弱者に対する配慮が必要である」とも言われます。しかし知的な競争により、すぐれたアイデアは生まれます。しかし建築は多様な技術によって成り立っています。アイデアを生む創造性ばかりでなく、従来のアイデアを拡張する、あるいは現在の技術分野の中で構成する役割もあります。要望を整理し、アイデアをより具体化する役割もあります。具体的に生産が設計図通り行われているかという確認の作業、アイデアをスケジュール通り、あるいは予算通り実現するための作業等、多様な技術の複合化の中で、その役割を十分に担うことができます。設計という作業の上流から下流まで、多様な役割があり、その中でアイデアやデザインという、企画的な上流を担う部分と、より生産に近い現実化を担う部分の中で、十分にそれぞれの知的生産者の役割を担うことが適正にできると思われま

## 7. 知的生産者を質的に評価することは平等性を保てるのか

企画的なアイデア、デザインについてもその求める知的生産の要求はさまざまです。美しいもの、わかりやすいもの、共感を得やすいもの、使いやすいもの、すでにあるものをうまく再利用することを求める場合等、多様です。評価の軸を明確にしなが

ら、応募者もそれに対応していくことが求められます。新たな運動や気づき、発明は競争的な過程で生まれます。そして、それを実現するためにも、またその多様な役割を担う知的生産者の存在があり、その地域の将来世代に十分利益があるような評価が議論されることが重要であると考えます。それを反映した質的評価システムをつくることが同時に必要です。それは十分に応募する側に対しても平等性、公平性を担保できると思われま

## 8. 自治体は地域の産業を守る義務があるため、地域の設計者を優遇しなければならない。そのためにも入札という制度は公平だという主張に対して

地域の設計者を優遇する、ないしは税金を還元しなければならないからといって、入札という形で発注することは、地元のためにならないし、地域の設計者のレベルアップにはなりません。アイデア、デザイン、技術で競争的に提案し、選定することにより、地域の設計者の実力も向上していきます。それが自治体のさまざまな事業に有利に働きます。それがまた住民に対する還元であると考えま

## 9. 設計者選定でプロポーザルは無料、そして自治体内部の職員が審査している場合が多い。財

務担当者は予算をつけない。そのための職員が繁忙になり、本来の仕事がおろそかになる可能性が高い

現在は入札以外の方法をとる時の裏付けの法律がないのが問題です。会計法の運用でできますが、それはきわめて弱いものです。そういう意味でも法律を整備する必要があります。すでに述べたように海外において、設計者選定支援を外注している場合は多く見られます。設計者選定に全事業費の0.5~1%を投入しても、その効果は10倍以上になると考えられます。今後、そのエビデンスを出すべく研究中です。必ずや学術的に正しい方向が示されると思われま。審査料や第二段階の参加料等がしっかり予算化される必要があります。それがどんな小さなプロジェクトでも企画予算として見込まれるようなシステムがとられる必要があります。